

# 日本銀行のレポ トから

# 「決済システムレポート」を読む前に

済システムの動きを概括し、

今後の課題 わが国の決

決済システムレポートは、

なっています。

# 一決済システムレポート 一〇一〇・二〇一一」の背景

は の 外の決済システムは、 算機関や取引情報蓄積機関の利用義務付 ティ・リスク管理や流動性リスク管理等 近年の国際金融危機をきっかけに、内 層の充実を図っています。 店頭デリバティブ取引における清 カウンターパー 国際的に

ことは、金融システムの安定を確保する 資金決済などを行う決済システムを運営 要な社会インフラです。日本銀行は、 はじめとする様々な経済活動を支える重 うえで中央銀行にとっての重要な課題と 含めた決済システム全体の安全性を保つ 行しているほか、金融機関間の大規模な も身近な決済手段である日本銀行券を発 しています。また、民間決済システムも **|決済システムレポート||とは** 商取引や金融取引を 最 す。 け、 層の機能向上に取組むとともに、 ロジェクトも進捗しています。 全銀システムなどの大型システム開発プ います。この間、 のリスク管理強化などの動きが進展して デリバティブ清算機関の設立、 イト体制の強化などの動きが進んでいま 決済システムに対する監督・オーバーサ 日本銀行は、こうした内外決済システ わが国でも、 決済システムの国際基準の見直し、 新日銀ネットや第六次 関連法制の整備、店頭 清算機関

決済システムは、

支援しています。 行い、安全性・効率性向上への取組みを 済システムの運営主体と継続的に議論を ました。その後、 公表し、その目的や活動方針を明確にし する『オーバーサイト』の基本方針』を およびオフショアの「決済システムに対 す。二〇一〇年五月、日本銀行は、国内 て改善に向けた働きかけを行うことで 効率性を評価するとともに、 状況等をモニタリングし、 テムの制度設計やリスク管理体制、 た。オーバーサイトとは、民間決済シス バーサイトの体制整備を進めてきまし ムの動向を踏まえつつ、日銀ネットの この方針に基づき、 その安全性と 必要に応じ オー 運営 決

的に、二〇〇五年版から刊行しています。

と日本銀行の取組みを紹介することを目 を把握するとともに、課題への対応状況

震災が発生し、 この間、 二〇一一年三月には東日本大 甚大な社会的、 経済的な

ron\_2011/ron110624a.htm

国決済システムや金融機関は全体として 災地金融機関の懸命な努力とともに、 しての正常な機能を維持しました。これ 安定的に業務を継続し、金融インフラと したものと評価しています(注)。 ステムや金融機関の地道な取組みが寄与 務継続体制の整備に対するわが国決済シ には、金融・決済機能の維持に向けた被 被害が生じました。震災に際して、

紹介しています。 銀行によるオーバーサイト活動を中心 リスク管理の充実に向けた取組みと日本 本レポートでは、民間決済システムの 最近のわが国決済システムの動向を

央銀行、 す。 テムの運営主体や参加金融機関、 テムの構築に向けて取組んでいく考えで 日本銀行は、今後とも、民間決済シス より安全で効率的なわが国決済シス 金融庁等との緊密な連携のもと 海外中

詳細を記した調査レポート「東日本大震災 におけるわが国決済システム・金融機関の http://www.boj.or.jp/research/brp/ 別途公表しています。 (日本銀行調査論文、二〇一一年六月) を ―金融・決済機能の維持に向けて―.

(注)

# 

# 要旨

# 東日本大震災への対応

とこれに応じた業務継続体制の構築、 今後は、潜在的なストレス事象に見 寄与している。今回の教訓を踏まえ、 業務継続体制の整備に対する決済シ 地金融機関の懸命な努力とともに、 金融・決済機能の維持に向けた被災 正常な機能を維持した。これには、 務を継続し、金融インフラとしての 震災発生後も全体として安定的に業 わが国決済システムや金融機関は、 経済的な被害をもたらした。一方、 充実などが重要な課題となる。 ストリートワイド訓練を含む訓練の 合う十分なストレスシナリオの想定 ステムと金融機関の地道な取組みが 東日本大震災は、甚大な社会的、

# 主要な動き

Time Gross Settlement)第二期対応
Time Gross Settlement)第二期対応
として、二〇一一年秋の大口内為取
として、二〇一一年秋の大口内為取
として、二〇一一年秋の大口内為取
として、二〇一一年秋の大口内為取
として、二〇一一年秋の大口内為取
として、二〇一一年秋の大口内為取
として、二〇一一年秋の大口内為取
として、二〇一一年秋の大口内為取
として、二〇一一年秋の大口内為取
はいる。同時期に予定される全銀システムの更新(第六次全銀システム)
とあいまって、わが国における大口とあいまって、わが国における大口とあいまって、わが国における大口とあいまって、わが国におけるでは、将来の発展性をネットについては、将来の発展性をネットについては、将来の発展性をネットについては、将来の発展性をネットについては、将来の発展性をネットについては、将来の発展性をネットについては、将来の発展性をネットについては、将来の発展性をネットについては、将来の発展性をネットについては、将来の発展性をネットについては、新日銀ネの対象を進めている。

ら決済期間を一営業日短縮し、アウ国債市場では、二○一二年四月か

トライトT+2 (GCレポT+1)トライトT+2 (GCレポT+1)とすることが合意された。本措置は、国債取引の未決済残高の積み上がりを抑え、決済リスクの削減に寄与するものである。市場関係者の間では、さらにアウトライトT+1化 (GCレポT+0化) について、実現に向けた検討が続けられている。

# 主要な動き国際基準を巡る

BIS支払・決済システム委員会と証券監督者国際機構専門委員会は、国際金融危機を踏まえ、決済システムを対象とする国際基準の包括のな見直しを行い、市中協議報告書的な見直しを行い、市中協議報告書的な見直しを行い、市中協議報告書のな見した。報告書では、決済システム委員会と証券監督者国際機構専門委員会

金融市場インフラの範囲」参照)。 金融市場インフラの範囲」参照)。 金融市場インフラの範囲」参照)。 金融市場インフラの範囲」参照)。

# オーバーサイトの取組み日本銀行による

平性を評価するとともに、必要に応 財産設計やリスク管理体制、運営状 制度設計やリスク管理体制、運営状 がイトを行い、決済システム全体の サイトを行い、決済システム全体の は、決済システムの な合性と効率性の向上に努めている。 なった。 。 なった。 、 なった。 

のである。 じて改善に向けた働きかけを行うも

延長等の措置を講じた。 東日本大震災の際には、各決済シス 制の確認などを行っている。また、 理体制の点検、システム更改プロジ の意見交換などを通じて、リスク管 内およびオフショ 必要に応じて日銀ネットの決済時間 テムの稼働状況等を継続的に確認し、 エクト管理のフォロー、業務継続体 に対する「オーバーサイト」の基本 ・サイト活動を行っている。 日本銀行は、 民間決済システム運営主体と これに基づきオーバ 二〇一〇年五月、 アの決済システム

る。 への取組みを支援していく考えであ ムとの間で共通理解を深めるととも イト活動を通じて、民間決済システ 日本銀行は、今後ともオーバーサ 安全性と効率性のさらなる向上

# リスク管理強化の取組み 民間決済システムによる

\*全文は日本銀行ホームページに掲載されて

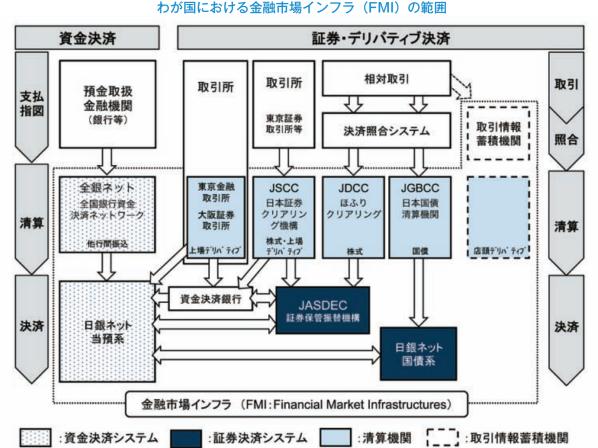
国際金融危機にあっても有効に機 わが国民間決済システムは、 近年

psr2010.htm

http://www.boj.or.jp/research/brp/psr/

向上、 能し、 速性の向上や、 加者破綻時の資金調達の確実性と讯 法の定量的検証などに、 もっとも、 システム性能の向上など、経営体制 民間決済システムは、資本の拡充 検証などが重要である。 ョンを解消する執行能力のさらなる 余地を残している。具体的には、 参加者破綻時の対応やリスク管理手 やリスク管理の強化に努めている 増幅することを抑制した。その後も 損失補填スキームの妥当性 金融ショックが国内に波及し 多くの決済システムは、 破綻参加者のポジシ なお向上の

る。 くよう、 決済機能がしっかりと維持されてい 活動を支える重要な社会インフラの 面では、 ク管理体制の一 ト管理体制の充実などが重要である。 ITガバナンスの向上やプロジェ つである。今後ともわが国の金融 決済システムは、国民生活や経済 また、ITシステムの開発・運用 決済システムにおけるリス 経営陣の適切な関与を含む 層の強化が期待され



NICHIGIN 2011 NO.27 30

# 清算機関のリスク管理の枠組み

グローバル金融危機以降、決済システムにおけるリ スク管理の充実が一段と重視されている。ここでは、 清算機関を例にリスク管理の基本的な枠組みを概観す る。

清算機関は、約定が成立した取引について、売手と 買手の間に入り、その取引の債権・債務を引受け、決 済の相手方として、決済の履行を保証する。清算機関 は、こうした機能提供に伴い、清算参加者が破綻した 場合に顕在化しうる「信用リスク」や「流動性リスク」 を抱えている。また、このほかにも、事務ミス、シス テムトラブル、自然災害などに起因する「オペレーショ ナル・リスク」などを抱えている。

このうち信用リスクは、「元本リスク」と「再構築 コスト・リスク」に大別できる。元本リスクとは、双 方向の決済に際して、片方が資金の支払いや証券の引 渡しを行ったにもかかわらず、他方が見合いの債務を 履行しなかった場合の資金や証券の取りはぐれリスク を指す。元本リスクを回避するため、DVP(Delivery versus Payment) 決済やPVP (Payment versus Payment) 決済の仕組みが構築されている。国債、

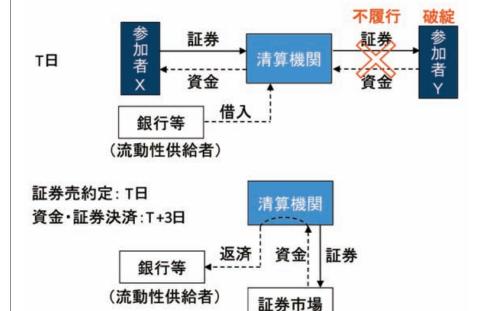
株式、外為、社債、CPなど、わが国の主要な金融市 場取引の決済には、すでにこうした仕組みが導入され ている。

「再構築コスト・リスク」は、清算機関が破綻参加 者に代わって債権債務を履行していく際に、清算機関 に損失が発生するリスクを指す。下図は、その一例と して、証券清算機関で証券の買手が破綻した際の清算 機関の対応、および損失が発生するメカニズムを示し ている。

清算機関は、①参加者との間で変動証拠金を授受す ること(いわゆる値洗い)により、損失発生のリスク を事前に抑制すること、②発生した損失を補填する財 務資源(当初証拠金や清算基金など)を確保すること、 の二段階でこうしたリスクに備えている。レポートで は、その詳細をわが国清算機関の具体例とともに解説 している。

また、下図は、参加者破綻時に清算機関が資金調達 を行う必要に迫られることも示している。清算機関は、 銀行からの借入や他の資金調達手段を備えることによ り、こうした「流動性リスク」にも備えている。

## 証券清算機関の参加者破綻時対応(買手破綻のケース)



## 【解説】

証券の買手Yが破綻した場合、 清算機関は証券の売手Xに支払 う資金を調達する必要が生じる (流動性リスク)。また、Yに引 渡す予定であった証券が清算機 関の手元に残るため、これを市 場に売却して、流動性の返済に 充てる。証券の価値は約定時に はXへの支払いと同じであるが、 売却時点では価格変動により、 損失を被るリスク (信用リスク) がある。このように、清算機関 の信用リスクは、「参加者の破綻」 と「市場価格の変動」によって 発生する。